

市立角館総合病院からのお知らせ

- ◆平成20年9月の循環器科及び総合診療科の診療日程をお知らせします。
なお、9月の第1土曜日(循環器科)は休診となります。
(土曜日の診療は、循環器科の予約患者様のみの診察)

【9月日程表】

		循環器科	総合診療科
月	診療時間 担当医	9:00~12:00 大場貴喜 医師	休診
火	診療時間 担当医	休診	9:00~ 石橋直明 医師
水	診療時間 担当医	休診	9:00~ 松本志郎 医師
木	診療時間 担当医	休診	10:30~15:30 池田宜昭 医師
金	診療時間 担当医	10:00~15:30 昭和大学横浜市北部病院	休診
土	診療時間 担当医	第1土曜日 休診 第2・4土曜日 9:00~13:30 第3土曜日 10:00~13:30 昭和大学横浜市北部病院	休診

※お問い合わせ先 市立角館総合病院 総務企画課 TEL(54)2111

※呼吸器科:9月から毎週火曜日は、「三浦 肇 医師(秋田赤十字病院)」が診察を行います。

介護保険事務所からのお知らせ

要介護認定から介護保険のサービス利用まで

要介護認定の申請をして、「要支援1・2」「要介護1~5」のいずれかの認定を受けた方は介護保険のサービスが利用できます。

●「施設サービス」を利用したい場合

- ・入所を希望する施設に直接申し込むことになります。
- ※「要支援1・2」と判定された方は利用できません。

●「在宅サービス」を利用したい場合

- ①「居宅介護支援事業所」へ連絡して、ケアプラン(居宅サービス計画)作成を依頼します。
※「居宅介護支援事業所」は介護保険事務所ホームページ(URL <http://www.oskaigonet.or.jp/>)または市窓口・介護保険事務所にある一覧表でご確認ください。
- ②担当のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。適切な介護サービスが利用できるように相談しましょう。
※サービス提供事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。
- ③ケアプランにそって「在宅サービス」が始まります。

●「要支援1・2」と認定を受けた方でサービスを利用したい場合

- ①はじめてサービスを受けられる方は「地域包括支援センター」へ連絡して、介護予防ケアプラン(介護予防サービス計画)作成を依頼します。また、これまで介護サービスを受けていた方で「要支援1・2」と認定された方は担当のケアマネジャーに相談してください。
- ②担当のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらいます。適切な介護予防サービスが利用できるように相談しましょう。
※サービス提供事業所との連絡・調整はケアマネジャーが行います。
- ③介護予防ケアプランにそって「在宅サービス」が始まります。

【問い合わせ先】

介護保険事務所 認定審査班 TEL0187(86)3912
仙北市福祉事務所 長寿子育て課 長寿いきがい係 TEL(43)2281
仙北市包括支援センター TEL(43)2283